

再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT制度) の改正について

～資源エネルギー庁よりお知らせ～

第190回通常国会にて、固定価格買取制度（FIT制度）の根拠となる法律（※）の改正法（＝改正FIT法）が成立しました。

※ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称「FIT法」）。

改正FIT法は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図り、エネルギーミックスを実現するためにFIT制度を見直すものです。

改正FIT法が施行された後の新FIT制度（認定制度や買取価格の決定方式など）について、多くの方々からお問い合わせを頂いていることを踏まえ、よくあるご質問と回答を整理いたしました。

※ 制度の詳細については今後施行までに検討を行っていくため、変更される可能性があります。

＜ご注意： FIT制度の認定を既に取得されている事業者の皆様へ＞

- 既に運転開始している案件や、改正FIT法の施行日（来年3月31日）までに電力会社と接続契約を締結し、速やかに運転開始する案件については、原則として現行FIT法の買取りの基本的な仕組みや価格が維持されます。
- 上記以外の場合、認定の失効や買取価格変更等の可能性があります。
- 認定の失効に関する詳細は、下記のHPでもご案内していますのでご覧下さい。
- また、本資料をよくご覧の上、ご不明な点がございましたら、以下の窓口にご相談ください。

現行制度の認定の失効について

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/



FIT制度に関するお問い合わせは



経済産業省
資源エネルギー庁

0570-057-333

電話受付時間 9:00～18:00

（土日祝日、年末年始を除く）

系統接続に関するお問い合わせは

各電力会社のお近くのお客様センターまたは担当営業所まで。

お近くのお客様センターまたは担当営業所は各電力会社のウェブページでご確認ください。

※ご不明な場合は下記までお問い合わせ下さい。

北海道電力 011-251-4342

東北電力 0570-0109-33（低圧太陽光）

0120-175-466（上記以外）

東京電力パワーグリッド

0120-995-007

中部電力 052-973-2194

北陸電力 0120-167-540

関西電力 0800-777-3081

中国電力 082-544-2571

四国電力 0120-410-761

九州電力 092-761-3031

沖縄電力 0120-586-391

1. 認定制度が変わります

Q 1 これまでの認定はどうなるの？



A 1 改正FIT法の施行日（平成29年4月1日）までに電力会社と接続契約を締結していない場合、現在のFIT法に基づく認定が失効することになります。

ただし、電力会社との接続契約にかかる時間を考慮し、以下のような場合はそれぞれの猶予期間内に接続契約を締結すれば失効しません。

平成28年7月1日以降に
新たに認定を受けた場合



認定から9ヶ月の猶予期間

接続契約における系統入札プロセス（※）に入っている場合



プロセス終了から6ヶ月の猶予期間

※ 正式には「電源接続案件募集プロセス」という。系統増強の工事費負担金を複数の事業者で共同負担するための手続き。

なお、現在のFIT法に基づく認定を受けている事業者（※）も、改正FIT法の施行から一定期間内に、適切な事業運営を確保するために事業計画の作成・提出が必要となります。

- ※ 住宅用等10kW未満の小規模太陽光発電は対象外。
- ※ 具体的な書類様式や提出期限については、別途資源エネルギー庁HP（1ページ目に記載）等でお知らせします。

Q 2 電力会社の接続待ちの事業者はどうしたらよいの？



A 2 今後、施行日に向けて、電力会社との接続契約に向けた調整が行われる案件の増加が予想されます。

資源エネルギー庁からの要請に基づき、各電力会社では、接続契約に時間的余裕をもって対応できるよう十分な体制を構築するとともに、事業者の方々からの問い合わせに円滑に対応するため、系統接続相談窓口（1ページ目に記載）を設置しておりますので、事業を行う地域の電力会社の窓口にご相談ください。

Q 3 「接続義務」ってなくなるの？



A 3 なりません。

平成28年4月に施行された電気事業法に基づいて、電力会社は再生可能エネルギー発電を含む全ての発電事業者に対して接続義務を負うことになりました。



2. 価格決定方式が変わります

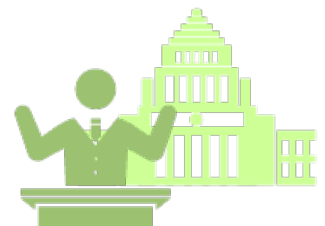
Q 4 価格の決定方式はどのように変わるの？



A 4 審議会等での議論を踏まえ、平成29年度以降の各電源の価格決定方式について、以下の通り適用することを想定しています。

事業用太陽光	毎年決定 大規模太陽光は入札実施
住宅用太陽光	価格低減のスケジュールを示す
風力	リードタイムの長い電源について、複数年分を一括して決定 ※ 風力については、価格低減のスケジュールを示す。
地熱	
中小水力	
バイオマス	

例えば、入札の対象となる大規模太陽光の規模や、価格低減の具体的なスケジュール等については、価格に関するデータや諸外国の取組などを検証した上で、調達価格等算定委員会における専門家の方々のご意見を踏まえ、今後決定してまいります。



3. 送配電会社による買取りに変わります

Q 5 どう変更されるの？



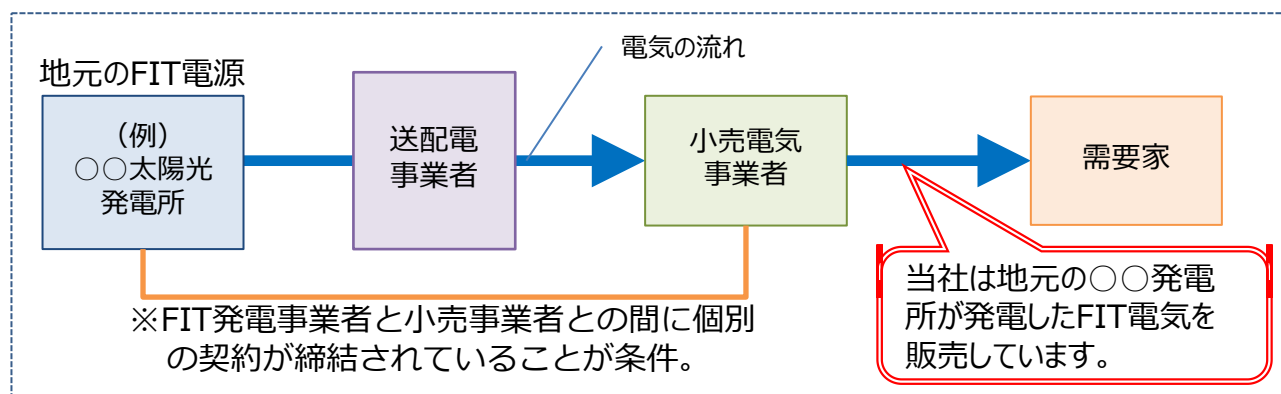
A 5 改正FIT法の施行日である平成29年4月1日以降、新たに買取契約を締結する場合、FIT電気は送配電事業者が買い取ることとなります。

なお、施行日以前の買取契約分については、引き続き小売事業者が買い取ることとなります。

Q 6 地産地消の取組はどうなるの？



A 6 改正FIT法で送配電事業者による買取りとなった場合も、下図のように、地域のFIT発電事業者から調達した電気であることを表示して販売することが、引き続き可能です。



4. 賦課金減免制度が変わります

Q 7 どう変更されるの？



A 7 賦課金減免制度は、国際競争力の維持・強化の観点から、電力多消費事業者に対して賦課金負担の8割を減免することとしています。制度運用開始から3年が経過し、国民負担が増大していることから、制度を見直すべきとの指摘を受けています。

そこで、持続可能な制度とするためにも、①電力多消費事業の省エネの取組を確認するとともに、国際競争力強化等の制度趣旨の徹底を図ること、また、②省エネの取組状況等に応じた減免率（現在は一律8割）の設定を可能とすることとします（詳細については、今後政省令で規定）。